

【入院時の食事代の標準負担額（１食あたり）】

令和７年４月１日現

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 及び 一般Ⅱ・Ⅰ			５１０円（注１）
住民 税 非 課 税 世 帯	低所得者Ⅱ（区 分Ⅱ）（注２）	過去１２か月で ９０日以内の入院	２４０円
		過去１２か月で ９０日を超える入院（注 ３）	１９０円
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）（注２）		１１０円

（注１） 指定難病の人は３００円です。

（注２） 低所得者Ⅱ・Ⅰ（区分Ⅱ・Ⅰ）で、マイナ保険証をお持ちでない人は、お住まいの市町村の担当窓口で手続きすると、資格確認書に限度区分（所得区分）が併記されます。併記された資格確認書を医療機関の窓口に提示することで、食事代の請求額が減額されます。

（注３） 長期入院日数届書を提出し、認定を受ける必要があります。

申請月以前の１２か月間で低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）であった期間内の入院日数が９０日を超える場合は、お住まいの市町村の担当窓口に入院日数の分かる医療機関の領収書などを添えて届け出てください。なお、長期入院該当日は、届出日の翌月１日となります。

後期高齢者医療制度に加入される前の保険で、低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）（７０歳未満の場合は住民税非課税者等の区分）であった期間の入院日数についても、９０日の算定期間を含めることができます。ただし、入院期間のうち医療保険給付外の入院（介護型療養病床の入院、介護施設の入所等）は対象外です。

若 戸 病 院